

徳島県告示第四百二十三号

徳島県立渇の道の設置及び管理に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十二号）第八条第二項後段の規定に基づき、徳島県立渇の道の利用料金の額の変更について次のとおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 徳島県立渇の道の利用料金の額

区分	単位	利用料金の額	
		個人	団体（二十人以上をいう。）
児童	一人一回	二六〇円	二〇〇円
生徒	一人一回	四一〇円	三三〇円
一般	一人一回	五一〇円	四一〇円

備考 「児童」とは小学校の児童及びこれに準ずる者を、「生徒」とは中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは児童及び生徒以外の者（学齢に達しない者を除く。）をいう。

二 適用開始年月日

令和元年十月一日